

医療費通知及びジェネリック差額通知に関する個人情報の 第三者への提供について

YG健康保険組合

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、保険給付等のために通常必要な範囲の利用目的のうち被保険者等にとって利益となるもの、又は健保組合等の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとは言えないものについては、ホームページ等へ掲載し同意を得る事とされています。同意されない場合は当組合までお申し出ください。

つきましては、皆さまのご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 利用目的

世帯単位の「医療費明細」「ジェネリック医薬品差額情報」をWeb サイト上に掲載するため。

2. 提供する個人情報の項目

診療報酬明細書、療養費支給申請書、保険給付支給決定通知書に記載されている項目

3. 業務の外部委託について

医療費明細及びジェネリック医薬品差額情報については、被保険者等がWeb サイトへアクセスし、掲載情報を閲覧する等のサービスの提供、および当該 Web サイトの運営管理を外部業者に委託します。この外部委託に際しては、秘密保持契約の締結等、個人情報保護のための必要な措置を行います。

4. 当組合における個人情報の責任者

常務理事